

～各種雇用奨励金・助成金のご案内～

# 積極的な雇用を図る事業者・若年未就職者を支援します！

☎産業労政課 ☎43-9038 ☎ [http:// www.8nohe-job-ichiba.jp](http://www.8nohe-job-ichiba.jp)

## 事業者向け

障がい者、新規高卒者、期間満了・非自発的理由による離職者を雇用する事業者をサポート！

### 共通項目

交付する事業主の条件

- ▷市内に事業所を有し、雇用保険適用事業主であり、市税を完納していること
- ▷奨励金交付対象期間終了後も常用労働者として雇用すること
- ▷過去6か月以内にリストラ等事業主の都合で従業員を解雇していないこと

八戸市障がい者雇用奨励金	
対象労働者	障がい者、重度障がい者 ※週20～30時間の短時間労働者も対象
奨励金額	▷対象労働者1人につき月額1万円▷重度障がい者については月額2万円▷短時間労働の障がい者については月額6千円 ▷短時間労働の重度障がい者については月額1万2千円
交付期間	国の助成金の支給期間が満了した翌月から12か月間(有給休暇を含んだ月間勤務日数が16日以上)
受給申請書提出期限	国の助成金の支給期間が満了した翌月から6か月以内

	八戸市新規高等学校卒業生雇用奨励金	八戸市離職者雇用奨励金
対象労働者	平成30年3月高等学校卒業生で卒業時に未就職者であった人	64歳以下の、契約期間の満了・中途解約により離職を余儀なくされた離職者、リストラ・倒産等非自発的理由による離職者
奨励金額	対象労働者1人につき月額1万円	
交付期間	雇用した翌月から12か月間(有給休暇を含んだ月間勤務日数が16日以上)	
受給申請書提出期限	雇用した翌月から6か月以内	

## 求職者向け

44歳以下の未就職者の早期就職・非正規雇用者の正規雇用転換に向けて、職業訓練に要する経費をサポート！

フロンティア八戸職業訓練助成金	
対象者	44歳以下の未就職者または非正規雇用者(雇用期間の定めがあるか、週の労働時間が30時間未満のパート・アルバイトなど)で、公共職業安定所や八戸市無料職業紹介所に求職登録、または若年者就職支援センター(ジョブカフェあおもりサテライトスポット八戸)に利用登録し、求職活動を積極的に行い、修得した職業訓練を活かして就職する意思のある市内在住の人
対象訓練	教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けている教育訓練講座(主たる訓練が通学に限る)、または労働安全衛生法に基づく技能講習
助成金額	対象経費の45%(上限15万円)
必要書類	▷受講資格認定申請書 ▷公共職業安定所で交付されるハローワークカードや八戸市無料職業紹介所で交付される求職者カード、または、若年者就職支援センター(ジョブカフェあおもりサテライトスポット八戸)利用登録時に配布される受付カード
申請方法	対象訓練の受講開始日前日までに必要書類を持って産業労政課へ